

7 母子保健計画

母子保健計画の策定にあたっては、「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本とすることが厚生労働省の母子保健計画策定指針にうたわれており、本市においても、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向けて、3つの基盤課題と2つの重点課題を設定し、各課題に対する指標の現状値をみることで、今後の方向性と取り組む事業について検討しました。

基盤課題

- A** 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- <取り組み事業>
- ・妊娠届出時に保健師が全数面接を実施し、必要時支援計画の作成と支援の実施
 - ・妊娠11週以降での届出遅延者に対する聞き取りの実施 ・新生児訪問の実施
 - ・喫煙・飲酒についての妊娠届出時のアンケートの実施と保健指導の実施
 - ・妊婦健診の費用助成と還付制度 ・マタニティスクールの開催
 - ・離乳食講習会の実施 ・医療機関との連携と協議
 - ・要養育支援者情報提供票の活用 ・あそびの教室開催等
- B** 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- <取り組み事業>
- ・思春期教育の実施と充実
 - (健やかな成長のための健康管理、STI(性感染症)の知識の普及、妊娠出産育児に関する正しい知識の普及、望まない妊娠を避けるための保健指導の実施)
 - ・教育委員会との連携 ・相談機関の紹介(妊娠SOS等の紹介)等
- C** 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- <取り組み事業>
- ・マタニティスクールのプログラムの工夫(育児レッスン、父性の教育)
 - ・妊娠届出時に父性を意識した啓発活動を実施 ・家庭訪問、育児相談の実施
 - ・地域資源の紹介 ・子育てサロンでの教育・相談の実施 ・事故予防教育の実施等

重点課題

- 1** 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- <取り組み事業>
- ・乳幼児健診の実施 ・経過観察健診の実施 ・フォロー教室(パンダ・きりん)の実施
 - ・専門病院、療育機関への紹介と連携 ・ペアレント・サポート事業の推進等
- 2** 妊娠期からの児童虐待防止対策
- <取り組み事業>
- ・妊娠届出時に保健師が全数面接を実施(被虐待歴やDVを受けた有無等の聞き取り)し、必要時支援計画の作成と支援の実施
 - ・妊産婦への家庭訪問、育児相談の実施
 - ・妊娠期からの教育(孤立しない支援、揺さぶられ症候群の予防の啓発)
 - ・こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問の連携強化 ・健診未受診者の全数把握等

はびきのこども夢プラン【概要版】

発行年月:令和2年3月発行

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号

発行:羽曳野市

TEL:072-958-1111(代表)

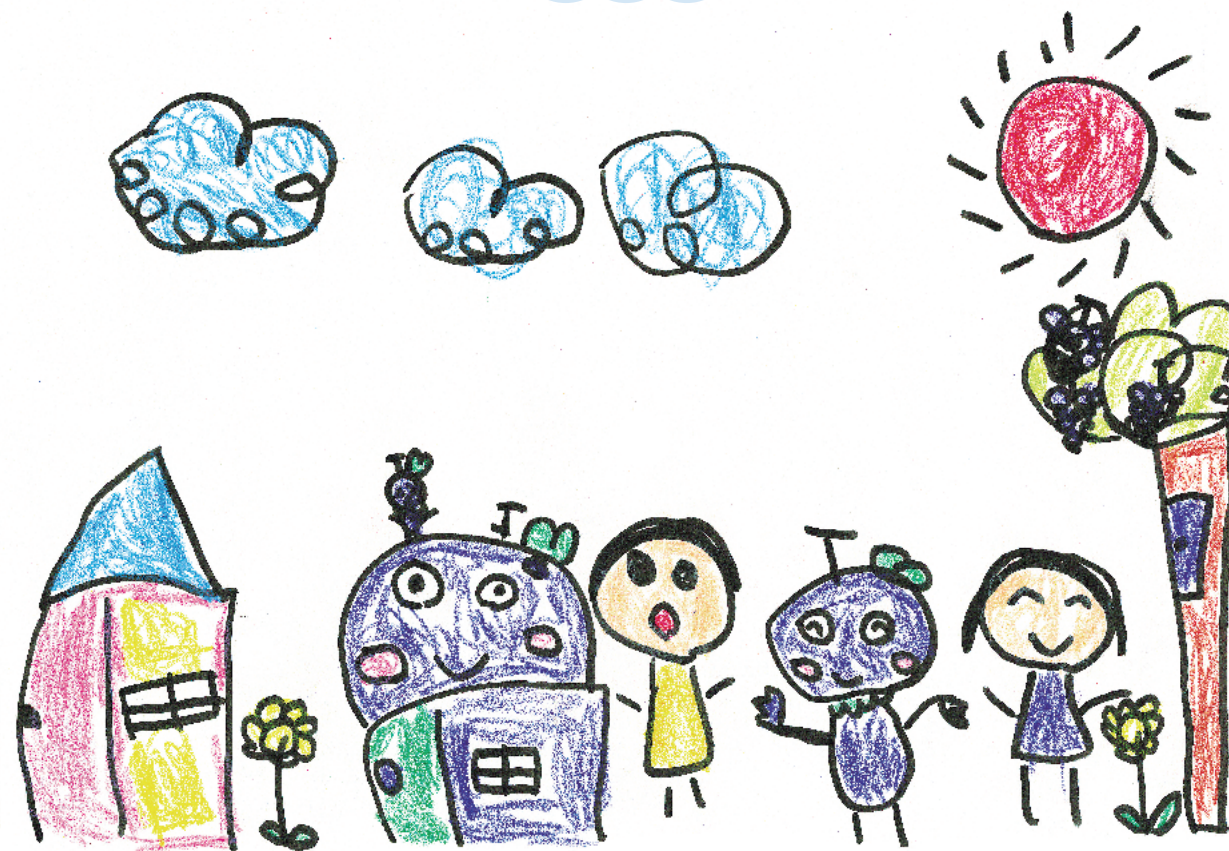
編集:羽曳野市 市長公室 こども未来室 こども課

FAX:072-956-0730

はびきのこども夢プラン

羽曳野市子ども・子育て支援事業計画(第2期)
羽曳野市次世代育成支援行動計画(後期)
羽曳野市母子保健計画(後期)

概要版



令和2年3月
羽曳野市

1 計画策定の趣旨

本市では、平成27年に『はびきのこども夢プラン』を策定し、「子どもの最善の利益」を最優先に考え、教育・保育並びに、地域子ども・子育て支援事業の充実と子育てを社会全体で支える環境づくりを進めてきました。

本市においても少子化の進行をはじめ、核家族化や地域のつながりの希薄化、多様な家庭の支援など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

本計画は、国の動向を踏まえながら、前回計画の考え方を継承しつつ、新たな課題に向けた施策を総合的に推進するために策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行うことがあります。



3 計画の法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画並びに、子ども・子育て支援法に規定されていない本市の子育て支援に必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「羽曳野市次世代育成支援行動計画」「羽曳野市母子保健計画」、また「羽曳野市ひとり親家庭等自立支援計画」についても一体的に策定します。

4 計画の基本理念と基本目標

基本理念

ひとりじゃないよ!いっしょに育とう

～子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむまち、はびきの～

子どもたちが、羽曳野市で生まれ育ち、将来の希望を持ってしっかりと歩いていくことは、いつまでも変わらぬ願いであり、これからも目指すべき姿です。

めまぐるしく変化する社会の中で、保護者が喜びを感じながら子どもと向き合い、すべての子どもたちが豊かな愛情のもとで健やかに成長していく社会をつくるために家庭や学校、地域、事業者等が子どもたちの育ちを支え、その育ちを通じて大人も一緒に成長し、みんなが支え合いながら子どもの笑顔が絶えないまちを目指します。

5 基本的な視点と重点施策

本計画は、次の3つの視点をもとに重点施策として、子ども・子育て支援の取組みを行っていきます。

視点1 教育・保育の質と量の充実

子ども一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮しながら、子どもの成長段階に応じた適切な教育・保育を行い、健やかで豊かな心を持つ子どもの成長を支援します。

重点的に取り組む施策

- (1) 幼保連携型認定こども園整備事業(公立)
- (2) 幼保一体化推進事業(公立)
- (3) 教育・保育施設への円滑な受け入れ体制の整備
- (4) 多文化共生事業
- (5) 帰国・外国人児童生徒適応支援事業

視点2 包括的かつ切れ目のない支援体制の充実

妊娠期から安心して出産し、子育てまで前向きに考えられるように、包括的かつ継続的に切れ目のない支援を行います。

また、すべての子どもと家庭を対象に、虐待防止ネットワークの強化を含め、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、関係機関との連携を図りながら、すべての子どもの権利・自立を擁護するため、継続的な支援を行います。

重点的に取り組む施策

- (1) 少子化対策事業
- (2) 子育て世代包括支援センター機能の充実
- (3) 子ども家庭総合支援拠点設置事業
- (4) ペアレント・サポート事業
- (5) 子育てネット(インターネットサイト)運用事務事業

視点3 子どもの居場所づくりと子どもの安心安全対策

地域において子どもたちが集い、社会体験ができる活動拠点・居場所づくりを進め、家庭の環境によらず、夢や希望が持てるように、教育機会の提供と学力定着のための支援を行います。

また、登下校中に事故や事件に巻き込まれないように、地域で子どもの安全を見守る体制を整え、災害発生時には、問題意識を持ち行動できるよう子どもの安全を守ります。

重点的に取り組む施策

- (1) 放課後子ども教室事業
- (2) はびきの中学生study-O事業
- (3) 小・中学生スポーツクラブ活動事業
- (4) 児童養護施設退所児童進学応援事業
- (5) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- (6) 防災講座・防災研修開催事業

基本理念を実現するために、子どもの成長期に合わせ、「ライフステージに応じた5つの目標」と「ライフステージをまたぐ横断的な3つの目標」を合わせた「8つの目標」を基本方針とし、施策を総合的に推進します。

妊娠期から乳幼児期



基本目標 1 生まれてくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり

基本施策	施策の方向
(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 (2) 妊娠期から乳幼児期の保健対策の充実 (3) 子育て期における父親の家事・育児の参画 (4) 妊娠期からの虐待予防の取り組み (5) 地域子育て支援事業の充実	● 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 ● 妊娠期から乳幼児期における保健事業の推進 ● 小児救急医療の提供と近隣市との連携 ● 食育の推進 ● 父親の育児における積極的な取り組みの支援 ● 妊娠期からの虐待予防・早期発見の取り組み ● 親子で楽しめる居場所づくり ● 親子同士の交流の場の提供

幼児期



基本目標 2 楽しいことがいっぱいの幼児期を過ごすことができる環境づくり

基本施策	施策の方向
(1) 質の高い教育・保育の提供 (2) 子どもの遊び場の確保 (3) 利用者の視点に立った子育て支援事業の充実	● 質の高い教育・保育の提供 ● 教育・保育施設における事故防止や発生時の対応 ● 憩いの場や交流の場の整備 ● 利用者の視点に立った地域子育て支援拠点事業の充実 ● 子育て支援サービス等の情報提供の促進

学童期



基本目標 3 のびのび育ち、楽しく学べる学童期を過ごすことができる環境づくり

基本施策	施策の方向
(1) 生きる力の育成 (2) 魅力ある学校教育の推進 (3) 信頼される学校づくり (4) 情報教育の充実 (5) 放課後活動への支援 (6) 子どもの活動機会の充実	● 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実 ● 学校におけるスポーツ環境の充実 ● 子どもの読書活動の推進 ● 地域の生活・歴史・文化・自然の教材化の促進 ● 学校施設及び適切な学校運営 ● 教職員研修の促進 ● 情報教育の充実 ● 新・放課後子ども総合プランの実施 ● 地域における子どもの活動機会の確保

思春期



青年期



ライフステージをまたぐ横断的な目標

基本目標 4 希望に満ちた思春期を過ごすことができる環境づくり

基本施策	施策の方向
(1) 一人ひとりの思考力・判断力・表現力の育成 (2) 豊かな心を育む教育の推進 (3) 心と身体の健康づくりの支援 (4) 相談体制の充実	● すべての子どもの基礎学力の定着 ● 生涯学習・スポーツの基盤づくり ● 豊かな心を育む教育の推進 ● 思春期から青年期に向けた保健対策 ● 児童・生徒の心のケアを進める相談体制の充実

基本目標 5 未来に向けての青年期を過ごすことができる環境づくり

基本施策	施策の方向
(1) 就労への支援 (2) 体験活動の推進 (3) 困難を有する若者への支援	● 就労機会の提供と進路指導 ● 地域における青年の仲間づくりの促進 ● 青少年の非行防止や困難を有する若者への相談や支援体制の充実

基本目標 6 一人ひとりの子どもの育ちを守る環境づくり

基本施策	施策の方向
(1) 発達に不安のある家庭への支援 (2) 子育て世帯への生活支援	● 発達の状態に応じた療育の保障 ● 支援が必要な子どもの受け入れ体制の確保と指導者の資質の向上 ● 教育相談・就学相談の実施 ● 本人や保護者への情報提供と相談体制の充実 ● 子育て世帯への経済的支援

基本目標 7 支援が必要な家庭を支える環境づくり

基本施策	施策の方向
(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 多様な家庭への支援 (3) 子どもの権利擁護	● 虐待の予防・養育支援家庭の早期発見・関係機関との連携強化 ● 専門性を有する職員の配置による体制強化 ● ひとり親家庭に対する相談・就業・生活等の支援（羽曳野市ひとり親家庭等自立支援計画） ● 生活困窮家庭や多子世帯への支援 ● 外国人及び外国につながる子ども・保護者への支援 ● 子どもの権利擁護

基本目標 8 地域で子育てを支える環境づくり

基本施策	施策の方向
(1) 仕事と家庭(子育て)の両立支援 (2) 地域で親子の育ちを支える環境づくり (3) 地域住民との交流活動の支援 (4) 子どもの安全を守る取り組み	● ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者・市民への啓発 ● 親子の育ちを応援する家庭教育支援 ● 地域における支え合いの仕組みづくり ● 地域で子どもを守り支える居場所づくり ● 子どもの安全確保

6 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

国の「基本指針」において、就学前の子どもにかかる教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量を見込み、確保の内容を定めることとされています。

就学前教育・保育の量の認定区分

認定区分		提供施設
1号認定	3-5歳の幼児期の教育を受ける児童	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳の保育の必要性のある児童	保育所、認定こども園 地域型保育事業
3号認定	0-2歳の保育の必要性のある児童	

就学前教育・保育の量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度					
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号			
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	714	1,186	105	640	692	1,184	102	621	671	1,182	98	621
② 確保数の合計	1,461	1,266	180	650	1,461	1,276	185	665	1,436	1,264	185	677
② - ① (需給の差)	747	80	75	10	769	92	83	44	765	82	87	56

	令和5年度			令和6年度				
	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳		
① 量の見込み (必要利用定員総数)	650	1,180	95	619	630	1,178	92	616
② 確保数の合計	1,436	1,194	179	653	1,436	1,194	179	653
② - ① (需給の差)	786	14	84	34	806	16	87	37

計画期間中において、待機児童を出すことなく、保育ニーズに応じた量を確保します。なお、今後不足が生じた場合は、基本的に既存施設の定員増等により対応することとします。ただし、大規模宅地開発等、大幅に定員の不足が生じた場合は、必要に応じて量の見込みと確保の内容も変更して整備していきます。



地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の内容

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者支援事業		箇所	2	2	2	2	2
時間外保育事業(延長保育)		人	4,331	4,300	4,263	4,228	4,185
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1年生	人	304	300	306	280	282
	2年生	人	272	277	268	272	251
	3年生	人	255	227	229	224	226
	4年生	人	139	180	162	165	162
	5年生	人	77	76	97	81	87
	6年生	人	54	53	51	63	51
合計		人	1,101	1,113	1,113	1,085	1,059
子育て短期支援事業		人日/年	30	30	30	30	30
乳児家庭全戸訪問事業		件	629	611	593	575	558
養育支援訪問事業		件	36	36	36	36	36
地域子育て支援 拠点事業	旧ひろば型	人日	3,897	3,897	3,897	3,897	3,897
	旧センター型	人日	19,693	19,693	19,693	19,693	19,693
	連携型	人日	8,072	8,072	8,072	8,072	8,072
一時預かり	幼稚園型	人日	12,004	11,872	11,741	11,612	11,484
	保育所型	人日	4,365	4,239	4,090	3,963	3,813
病児保育事業(病後児対応型)		人日/年	505	505	505	505	505
ファミリー・サポート・センター事業		人	101	98	95	93	90
妊婦健康診査事業		人回	8,128	7,899	7,671	7,430	7,214

見込み量に対して同数の提供体制を整えていきます。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年10月より、新制度未移行の利用者に対する副食費の負担減免について、実施しています。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入施設等への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業規模の適正化を図るものです。(本市は未実施)

